

平成 23 年 3 月 17 日
事務連絡

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化の施行前後における 許可に関する考え方について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号。以下「改正令」という。）により合理化された産業廃棄物収集運搬業の許可の取扱いについて、下記のとおり考え方をお示しいたします。貴部（局）におかれでは、下記の考え方留意の上、都道府県・政令市間で連携しつつ、所管する産業廃棄物処理業者の監視・指導に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正令附則第 6 条の適用を受ける場合の知事許可の範囲について

改正令附則第 6 条の適用を受け、改正後も引き続き廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 27 条第 1 項に規定する指定都市の長等（以下単に「指定都市の長等」という。）の許可が有効となる産業廃棄物収集運搬業者（以下「当該収運業者」という。）について、当該収運業者が、改正令の施行の際に指定都市の長等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の許可（以下「市長許可」という。）以外に、都道府県知事の法第 14 条第 1 項の許可（以下「知事許可」という。）も受けている場合であって、市長許可の事業の範囲に含まれない産業廃棄物について、知事許可を受けているときの当該収運業者の許可に関する考え方は、次に掲げる場合に応じ、次のとおりである。

(1) A県知事の許可品目ががれき類、b市長の許可品目ががれき類及び金属くずの場合

当該収運業者が、改正令の施行日以後収集運搬を行える範囲は、

- ・ b市内においては、がれき類及び金属くず (b市長許可：がれき類、金属くず)
- ・ A県内（b市内を除く。）においては、がれき類 (A県知事許可：がれき類)

である。また、このとき当該収運業者がb市内で行うがれき類の収集運搬はb市長許可を根拠に行うこととなる。

これは、知事許可と市長許可において許可内容が重複する場合にあっては、許可権者が二重に存在することはないため、A県知事は、その許可権限を行使しないものと考えられるためである。

(2) A県知事の許可品目ががれき類（積替えなし）、b市長許可の許可品目が金属くず（積替えなし）の場合（b市はA県内に存する政令指定都市等とし、A県内にはb市以外に政令指定都市等は存在しないこととする。以下同じ。）

当該収運業者が、改正令の施行日以後収集運搬を行える範囲は、

- ・ b市内においては、がれき類及び金属くず (b市長許可：金属くず)
- ・ A県内（b市内を除く。）においては、がれき類 (A県知事許可：がれき類)

である。また、このとき当該収運業者がb市内で行うがれき類の収集運搬は、A県知事許可を根拠に行うこととなる。

これは、改正令の施行日以後は、令第27条第1項の規定により、知事許可の範囲は、b市長許可が積替えを含む場合を除き、b市内を含めた全域となるのであり、当該収運業者が改正令附則第6条の適用を受けたとしても、知事許可の範囲が異なることにはならないためである。

(3) A県知事の許可品目ががれき類及び金属くず、b市長の許可品目が金属くず及び汚泥の場合

当該収運業者が、改正令の施行日以後収集運搬を行える範囲は、

- ・ b市内においては、がれき類、金属くず及び汚泥
(b市長許可：金属くず、汚泥)
- ・ A県内（b市内を除く。）においては、がれき類及び金属くず
(A県知事許可：がれき類、金属くず)

である。また、このとき当該収運業者がb市内で行うがれき類の収集運搬はA県知事許可を根拠に、金属くずの収集運搬はb市長許可を根拠に行うこととなる。

これは、改正令の施行日以後は、令第27条第1項の規定により、知事許可の範囲は、b市長許可が積替えを含む場合を除き、b市内を含めた全域となるのであり、当該収運

業者が改正令附則第6条の適用を受けたとしても、知事許可の範囲が異なることにはならないためである。ただし、知事許可と市長許可において許可内容が重複する場合にあっては、許可権者が二重に存在することはあり得ないため、A県知事は、その許可権限を行使しないものと考えられるためである。

なお、b市長許可が積替えを含むものである場合、そもそも令第27条第1項の規定により、A県知事許可の範囲はb市内には及ばないことに留意する必要がある。

2 改正令附則第6条の適用を受け、知事許可の変更の許可等を受けた後に当該知事許可が失効した場合の市長許可について

改正令附則第6条の規定は、改正令の施行後において、市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならないこととなる者が、改正令の施行により不利益を被ることのないよう既得権を保護するために設けられた規定である。

そのため、当該収運業者が、改正令の施行日以後、都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けたことにより、都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の許可を受けなくとも、市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができることとなった者については、もはや、改正令附則第6条の適用を受けるべきではないのであり、その時点で市長許可は失効するものと解されている。

しかし、市長許可が失効した後で知事許可について法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の廃止の届出をし、又は法第14条の3の2の規定により当該許可を取り消された場合に、当該収運業者は、改正令附則第6条を根拠として、再び当該市長許可の範囲内で収集運搬を行うことができると解することができる。

そのため、市長許可が失効した後で知事許可を取り消された場合には、指定都市の長等がこれを確知したときは、当該許可を改めて取り消さなければならない。また、市長許可が失効した後で知事許可について廃止の届出をした場合には、当該収運業者は再び当該市長許可の範囲内で収集運搬を行うことができる。ただし、この場合であっても、市長許可が失効した時点において市長許可に係る許可証は速やかに返納する必要があるのであり、また、産業廃棄物の処理基準上、運搬時には許可証の写しを携行しなければならないこととされているため、当該収運業者は、市長許可に係る許可証の再交付を受けるまでの間は、収集運搬を行うことはできないと解するべきである。

3 改正令附則第6条の適用を受けずに、当然に失効した市長許可に係る委託契約の添付書類について

改正令の施行の際現に市長許可及び知事許可を受けている者であって、都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項等の許可を受けなくとも、引き続き当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができるものについては、当該市長許可は当然に失効することとなる。

産業廃棄物の収集運搬に係る委託契約を締結する際には、添付書類として、「受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の4第1号)を添付しなければならないこととされているところ、上記当然に失効する市長許可を有する産業廃棄物収集運搬業者については、改正令の施行日以後も引き続き当該市長許可の範囲内において業を行うことができるため、当該市長許可に係る許可証の写しは、同号に規定する書面に該当する。

ただし、改正令の施行日以後に知事許可に係る事業の範囲を変更したことにより従前の市長許可の範囲内において業を行うことができなくなった場合又は知事許可が失効した場合など、当該市長許可に係る許可証に記載された内容と実際の許可の内容に齟齬が生じた場合には、当該市長許可に係る許可証の写しは同号に規定する書面に該当しない。

また、改正令の施行日以後に新たに行う委託契約については、原則として、委託契約の際現に効果を有する許可証の写しを添付すべきである。